

みんなの食品安全・安心会議 開催要領

(目的)

第1 長野県食品安全・安心条例(平成24年長野県条例第76号)第12条の規定により、県民、食品関連事業者及び県の関係者が食品の安全性の確保に関する情報と意見の交換並びに食品の生産や製造の現場等の見学等を通して食品の安全性に関する知識と理解を深め、相互理解を促進することを目的とする。

(情報及び意見交換等)

第2 みんなの食品安全・安心会議(以下、「会議」という。)における情報及び意見交換等の事項は次のとおりとする。

- (1) 食品の安全性確保に関する情報及び意見交換に関すること
- (2) 食品の安全・安心のための県の施策に関すること
- (3) 食品の安全・安心のための食品関連事業者の取組に関すること
- (4) その他食品の安全性確保に関すること

(開催等)

第3 開催方法については次のとおりとする。

- (1) 会議は、毎年度、保健福祉事務所ごとに1回以上開催するものとする。
- (2) 会議は、食品の生産・製造現場の見学及び行政の監視・検査業務の見学その他の情報・意見交換等を行うものとする。
- (3) 情報・意見交換の進行役は、参加者の互選により定めるものとする。
- (4) 会議の概要については、関係者の了解を得た上で、長野県ホームページ等により公表するものとする。

2 会議を開催する時期については、健康福祉部長が別に定める。

(構成)

第4 会議は、次の各号に掲げる者により構成し、保健福祉事務所長が開催について協力を依頼するものとする。

- | | |
|-------------|-------|
| (1) 消費者 | 10名程度 |
| (2) 食品関連事業者 | 5名程度 |
| (3) 県職員 | |

2 前項第1号に掲げる者にあつては、第5(消費者の公募等)に基づく公募、又は関係団体等からの推薦によるものとし、地域や年齢等を勘案して選定するものとする。

3 保健福祉事務所長は、必要に応じ、第1項の各号に掲げる以外の者の参加を依頼することができるものとする。

(消費者の公募等)

第5 公募等は、次の基準に基づいて行うものとする。

- (1) 応募の段階で、満20歳以上であること。
- (2) 長野県内に居住していること。

(3) 本事業の趣旨を理解し、食品の安全性に関する意見交換に意欲的に対応できること。

2 公募の期間は、健康福祉部長が別に定める。

3 公募の周知は、長野県ホームページ、プレスリリース、市町村広報、有線放送、地方紙その他の広報媒体を利用し、広く周知を行うものとする。

4 消費者の応募方法は、みんなの食品安全・安心会議応募用紙（様式第1号）に、住所、氏名、年齢、職業、応募の理由等を記入し、公募期間内に保健福祉事務所へ応募用紙を提出するものとする。

（費用負担）

第6 会議へ参加する際に発生する費用について、県は、別に定める旅費を負担するものとする。

（報告）

第7 保健福祉事務所長は、会議を実施した場合には、速やかに、その内容について、みんなの食品安全・安心会議実施報告書（様式第2号）により、健康福祉部長へ報告するものとする。

2 健康福祉部長は、報告内容について、信州フードセーフティネットワーク及び長野県食品安全対策連絡会議に情報提供するものとする。

（庶務）

第7 会議の庶務は、保健福祉事務所食品・生活衛生課が行うものとする。

（補則）

第8 この要領に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

(様式第1号)

みんなの食品安全・安心会議応募用紙

年 月 日

保健福祉事務所長 様

私は、 年度のみんなの食品安全・安心会議に参加したいので、次のとおり応募
します

住 所	
氏 名	
年 齢	歳
職 業	
連絡先電話番号	
応募の理由 等	

※提出は、持参、郵送、FAX、電子メールなどをお願いします。

※記載していただいた個人情報については、この事業の目的以外に使用することはありません。

(様式第 2 号)

年 月 日

健康福祉部長 様

保健福祉事務所長

みんなの食品安全・安心会議実施報告書

実施年月日	
参加者の構成 及び人数	
実施内容	
食品の安全・安心のための施策に関する意見・要望等	